

ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 4 月 VOD 研修①

研修の概要	<p>2024 年 4 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で調停技法の 3 時間の単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 4 月 1 日（月）～4 月 30 日（火）</p> <p>※効果測定の提出は 4 月 30 日（火）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。</p> <p>効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト</p> <p><ADR ビデオ講座>行政書士のための対話促進型調停入門 I・II</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「政策関係研修」→「ADR ビデオ講座」→「<ADR ビデオ講座>行政書士のための対話促進型調停入門 I・II」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>調停技法：3 時間</p> <p>※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】</p> <p>https://forms.gle/VvfdXpeFcvK7SMvKA</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

以下の各問題について、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、指定の Google フォームにて締切日までに送付してください。なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 行政書士会では対話促進型同席調停を採用しており、同席での話し合いのため相手に直接気持ちを伝えられるという長所がある一方、解決まで時間・忍耐が必要で、解決できない場合もあるという短所もある。
2. 対話促進型調停においては心理学における「傾聴」が必要であるが共感より同調が求められる。
3. 対話促進型調停における調停技法のうち、話したことを繰り返してみることが“リフレーミング”と言い、別の言葉で言い換えてみることを“パラフレーズ”と言う。
4. 話し手が「万一この電車に乗れなければ間に合わないのです。」と言ったのに対して「この電車に乗れば間に合うのですね。」と言うのは“リフレーミング”である
5. 調停技法における IPN 分析では、紛争当事者の話の中で“ポジション”と“ニーズ”を見極め、中立な立場で“イシュー”を考えるのがポイントである。
6. 対話促進型調停の和解のメカニズムは、一方当事者が調停人と対話する場を他方当事者が共有し、情報を得、感情を知ることにより、相手方について「対立当事者」から「課題解決の協力者」へと認識を改める、という構造こそが肝要であり、そのためには、調停人は当事者の代理人や、代弁者になってはいけない。
7. 調停人は中立的な立場であるべきなので、法律的なアドバイスは極力控えるべきであり、当事者が法律のアドバイスを求めてきた場合は自身で専門家に相談するよう促す必要があり、その旨調停のはじめの挨拶の段階で断っておくと良い。
8. 調停においては、当事者からの要望で、もしくは調停人の判断により“別席協議”(コーカスという)を設けることができるが、一方と別席協議をしたからと言ってもう一方と必ずしも別席協議を設けなくても良い。
9. 調停人は、各当事者から話を聞いて状況の把握をした後、イシューの提示(課題の特定)をするが、その際、イシューが幾つあるかを確定し、話し合う順番を決め、それらのイシューが解決出来れば、両当事者の間に課題となる問題は他に無いことを確認し、認識させることが必要である。
10. 調停の終わりの挨拶においては、「合意・不合意に限らず、今日話し合ったことはお互いにとって前進であること」「合意した内容は、社会人として『決断した』責任を負うこと」「必要な場合はADRセンターまで連絡してよい」ことの3つを伝えるのがポイントとなる。